

認定に係る留意事項

1 認定マークについて

(1) 認定マークを使用できるもの

青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 15 条に基づく認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、次に掲げるものに認定マークを使用することができます。

- ① 商品
- ② 役務の提供の用に供する物（※）
- ③ 商品、役務又は事業主の広告
- ④ 商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録
- ⑤ 事業主の営業所、事務所その他の事業場
- ⑥ インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑦ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

※ 役務の提供の用に供する物への表示については、具体的には銀行による金融サービス、不動産業による不動産取引の仲介、運輸業による物品の運搬、旅行会社によるツアーの実施等、サービスの提供に当たって着用することとされている制服に表示したり、これらのサービス提供に当たって使用する車両等に表示することが想定されます。

(2) 認定マークの色彩

認定マークの色彩は、左側の葉は黄緑色、右側の葉は緑色、中央の丸は赤色、四角の枠は黒色、文字は青色となります。ただし、これらの色とすることが不適当な場合にあつては、黒色も可能です。

(3) 認定の辞退・取消しに伴う認定マークの取扱い

認定を辞退した場合又は認定が取り消された場合、その後の認定マークの使用は禁止されています。認定の辞退・取消し後に認定マークを使用した製品の製造、販売やサービスの提供はできないこととなりますが、それまでに製造され、既に流通している製品の自主回収や出荷途中の製品の差し止めまでが求められるものではありません。

2 基準適合確認時の取扱いについて

認定事業主は、事業年度終了後 1 月以内に以下の基準適合確認申請書類を管

轄の労働局へ提出していただく必要があります。

- ・ 認定状況報告書
- ・ 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書
- ・ 人材育成方針・教育訓練計画報告書
- ・ 労働時間等実績報告書
- ・ 有給休暇等取得実績報告書
- ・ 育児休業等取得実績報告書
- ・ 誓約書（報告用）
- ・ 雇用情報に係る項目が掲載されたホームページ等の写し

- 3 関係法令に違反する重大な事実があった場合の取扱いについて
労働関係法令違反により勧告や送検、公表の事実があった場合、速やかに労働局に報告し、是正勧告書等の写しを提出してください。
- 4 認定の辞退の取扱いについて
認定基準を満たさなくなった場合は認定の辞退を行う必要があります。
基準を満たさなくなった認定事業主は、基準適合事業主認定辞退申出書に認定通知書を添付して労働局に提出してください。
- 5 認定の取消しの取扱いについて
以下のいずれかに該当した場合、認定の取消し要件に該当します。
 - ・ 認定基準を満たさなくなった場合で辞退を行わないとき
 - ・ 法又は法に基づく命令に違反したとき
 - ・ 不正の手段により認定を受けたとき※ 7の報告徴収に応じない場合、又は虚偽の報告をした場合を含みます。
- 6 辞退・取消後の再認定の手続きについて
認定の辞退・取消後は、辞退・取消日を起算日とする3年間は認定を行うことができません。
ただし、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第3号又は第4号の基準を満たさなくなり認定を辞退した場合は、基準を満たした時点で再度認定を申請することができます。
- 7 報告の徴収手続きについて
認定基準を満たしていないことについて疑義が生じた場合は、事実確認の

ために報告の徴収を行わせていただく場合があります。

報告徴収に応じない、又は虚偽の報告をした場合は法第 36 条により 20 万円以下の過料に処せられることとなります。

8 年度末に認定申請を行った場合の留意事項について

認定に当たっては、認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があります。

このため、事業年度が 3 月末の事業主の方が 3 月中に認定申請を行った場合は、新事業年度が開始した 4 月に改めて基準適合確認申請書類を提出していただく必要があります。

直近の事業年度の実績が認定基準を満たさない場合は認定の辞退を行う必要があります、認定を辞退しない場合は認定を取り消すこととなりますので、御注意下さい。

9 認定基準の見直しに伴う取扱いについて

令和 4 年 4 月 1 日から認定基準のうち、労働関係法令違反に係る法令に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）が追加されました。令和 4 年 4 月 1 日以降に申請又は基準適合確認の手続を行う事業主から適用いたしますので、ご注意下さい。